

高知大学医学部附属病院内視鏡診療部規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 253 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年 4 月 1 日施行）第 8 条第 6 項の規定に基づき、内視鏡診療部の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 内視鏡診療部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 内視鏡機器による検査、診断及び治療に関すること。
- (2) 内視鏡診療の教育及び研究に関すること。
- (3) 内視鏡機器から得られた画像情報の整理及び利用に関すること。
- (4) 内視鏡機器の保守管理及び薬品、材料等の保管に関すること。
- (5) その他内視鏡診療に関すること。

(運営委員会)

第 3 条 内視鏡診療部の運営に関し必要な事項を審議するため、内視鏡診療部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、内視鏡診療部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 5 月 26 日規則第 390 号）

この規則は、平成 16 年 5 月 26 日から施行し、平成 16 年 5 月 11 日から適用する。

附 則（平成23年 3 月 8 日規則第84号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 14 日規則第87号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。